

## 地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称  
六ヶ所村水環境保全計画
- 2 地域再生計画の作成主体の名称  
青森県上北郡六ヶ所村
- 3 地域再生計画の区域  
青森県上北郡六ヶ所村の全域
- 4 地域再生計画の目標

本村は、青森県の東側、下北半島のつけ根の太平洋に臨む位置にあり、西は棚沢山脈(吹越烏帽子標高 557.8m)および平野部、南には小川原湖がある。大きさは南北約 33km、東西約 14km、面積 252.99km<sup>2</sup>で、地勢は概ね平坦で原野、池、沼、森林、砂地等が点在し、豊かな自然環境を色濃く残しており、村南西部の酪農、畜産を中心とする農業振興地域とむつ小川原開発・原子燃料サイクル事業を中心とする工業区域、そして、漁業地域と大別して3つの生活圏により形成されている。

近年のエネルギー政策により、海岸側の平野部を中心に都市化が進み、工業地域が拡大し、ベッドタウンとしての住居地域が広がりを見せている。このような都市化現象は、先人から受け継いできた豊かな自然環境を悪化するようになり、し尿処理も含め大きな問題となっている。

村が面している太平洋海域は、寒流と暖流が交わる好漁場であり、イカ漁の拠点となっている場所でもあるが、河川から流出する生活雑排水の汚染による漁業への影響も苦慮されているところである。また、閉鎖系湖沼に流れ込む生活雑排水による水質悪化で、アオコによる悪臭が発生し、地域住民からの苦情も多くなってきており、ワカサギ漁の漁獲への影響も心配されている。

このような問題を抜本的に解決する方策として、本村では公共下水道事業、農業集落排水事業そして合併浄化槽の3つの事業で整備をおこなっている。農業集落排水事業は既に整備も完了している。

公共下水道は、特定環境保全公共下水道として北部処理区、公共下水道として中部処理区において供用開始し、整備を進めている。

さらに、公共下水道として南部処理区を平成 16 年度より事業を開始し、それ以外の区域は浄化槽で整備を行い、下水道整備の早期達成を図り水質保全および生活環境の改善を進め、地域住民が安心して暮らせる水環境の保全をすることを目的とする。

( 汚水処理人口普及率の目標：平成 16 年度末 72% から平成 21 年度末 80% )

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5 - 1 全体の概要

汚水処理施設の普及促進を行うために、既に供用開始している公共下水道事業の北部処理区、中部処理区の管渠の整備促進と処理場施設の増設及び新たに事業を開始する南部処理区の管渠整備、処理場の新設を行う。さらに、浄化槽の増設を行う。

- ・公共下水道は、下水道法第 4 条に定める事業計画の認可を受けている。
- ・浄化槽は、浄化槽整備事業費国庫補助金交付要綱に定める要件を満たしている。

### 5 - 2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

- ・六ヶ所村

[施設の種類]

- ・公共下水道、浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

- ・公共下水道  
北部処理区 六ヶ所村大字泊地区  
中部処理区 六ヶ所村大字尾駁地区  
南部処理区 六ヶ所村大字平沼地区

- ・浄化槽（個人設置型） 公共下水道及び農業集落排水事業認可地域以外の地域

[事業期間]

- ・公共下水道 認定の日から平成 22 年 3 月末まで
- ・浄化槽（個人設置型） 認定の日から平成 22 年 3 月末

[整備量]

- ・公共下水道  
北部処理区 処理場：機械施設、電気施設増設  
管渠： 150 2,500m  
中部処理区 処理場：土木施設、機械施設、電気施設増設

管渠： 150 2,300m  
 圧送管： 75 500m  
 南部処理区 処理場：土木施設、機械施設、電気施設新設  
 管渠： 150～300 5,000m

・浄化槽（個人設置型） 5人槽 10基  
 7人槽 60基  
 10人槽 5基

#### [事業費]

|            |               |
|------------|---------------|
| 公共下水道      | 2,827,200 千円  |
| （うち単独      | 239,400 千円）   |
| （うち国費      | 1,331,730 千円） |
| 浄化槽（個人設置型） | 32,805 千円     |
| （うち国費      | 10,935 千円）    |
| 合 計        | 2,860,005 千円  |
| （うち単独      | 239,400 千円）   |
| （うち国費      | 1,342,665 千円） |

#### 5 - 3 その他の事業

##### ・家畜ふん尿処理施設整備助成事業

家畜ふん尿の地下水への浸透や河川への流入を防ぐための施設（堆肥舎）の整備に対しての助成を行っている。

##### ・EM菌の散布、販売事業

汚染の進んでいる閉鎖系湖沼へのEM菌の散布や酪農・畜産農家へのEM菌の販売により、湖沼及び湖沼に流れ込む河川や沢等の浄化を行う。

#### 6 計画期間

認定の日から平成22年3月まで

#### 7 目標の達成に係る評価に関する事項

公共事業再評価委員会等により本計画全体の評価を行う。

- 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項  
該当なし

## 添付資料

- ・ 地域再生計画工程表
- ・ 地域再生計画全体イメージ図
- ・ 六ヶ所村下水道図